

認知症

になっても
安心して暮らせる
まちをめざして



年を取れば、誰もが認知症になる可能性ががあります。

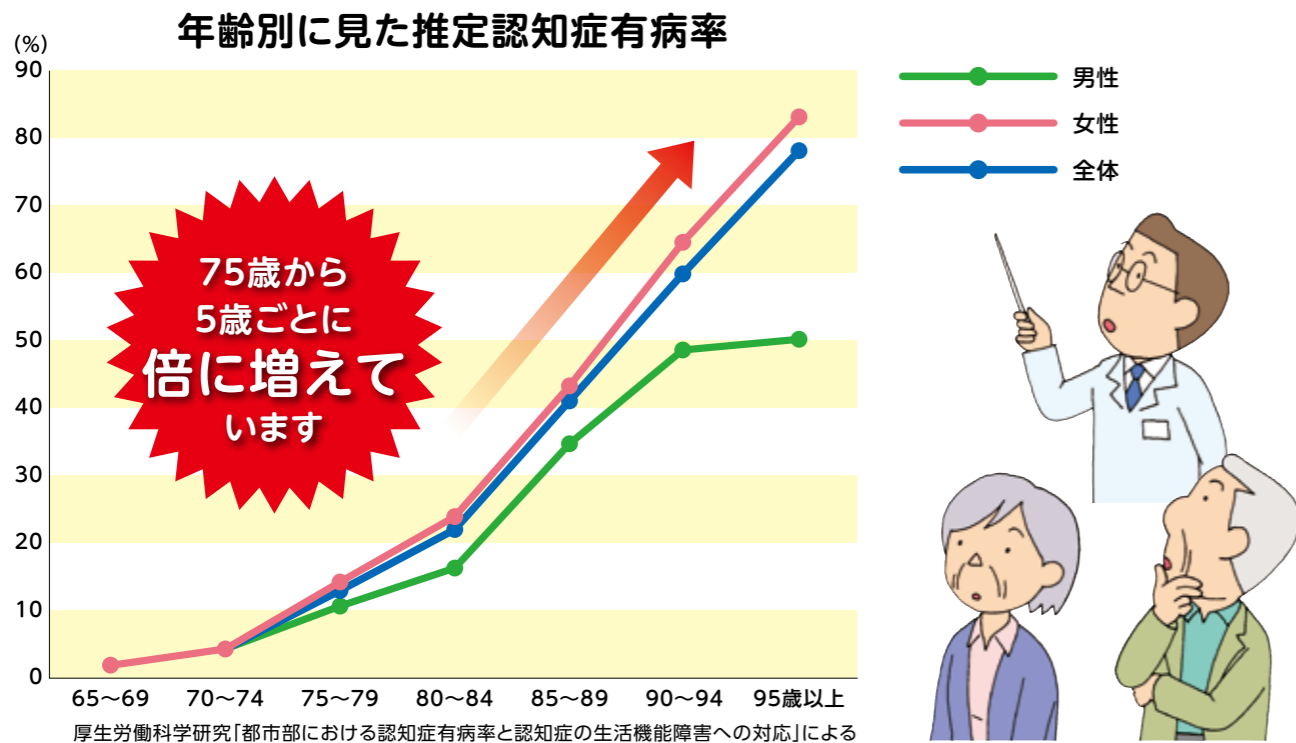
認知症のことを知っていますか？



認知症は高齢期に最もかかりやすい病気の一つです

日本人の平均寿命は世界のトップレベルですが、一方で、長寿になれば認知症にかかる可能性は高くなります。平成24年の段階で、65歳以上の認知症の人の数は462万人、予備群は400万人であることがわかっています。

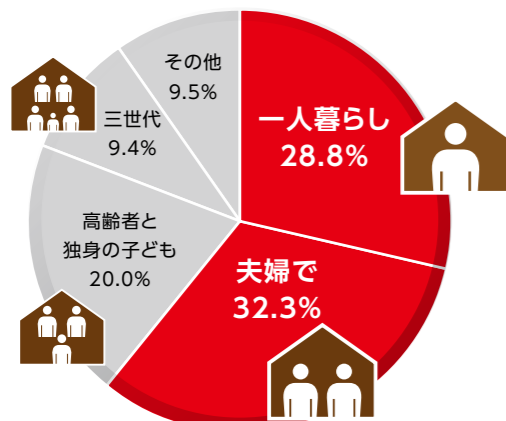
これは、認知症が老化と深く関係しているからです。厚生労働省の調査では、**85歳では約5割、95歳では約8割の人が認知症**と考えられています。



みんなで支えあうことが求められています

日本では、高齢期を一人や夫婦のみで暮らす人が増えており、認知症になったとき、家族だけでサポートするのはほとんど不可能になっています。また、家族だけではなく、地域全体で認知症の人を支えるほうが、患者と家族がよい関係を保てることわかっています。

65歳以上の人の世帯構成



(令和4年版高齢社会白書)



多くの人が長寿を迎えられるのは望ましいことですが、超高齢社会においては、認知症に限らず、高齢期を安心して過ごすために、社会的な支援を受けたり、地域の人々で助け、支え合うことが必要になってきています。

認知機能の衰えを感じたら、早めに対処することが大切です

認知症は高齢になったら誰もがかかる病気の一つであり、老化の一部であるという認識をもち、早めに対処することが本人、そして家族にとってもよりよい結果につながります。

認知症で失われる能力は一部であり、
周囲のサポートが受けられれば、
残された能力でいきいきと生きることが可能です。
高齢になっても安心して暮らせる社会を築くことは、
すべての人にとって大切なことなのです。

認知症の初期症状の例

家族が客観的に見てこれらの項目で**3項目以上当てはまる場合は認知症の疑い**があります。

- 同じ事を何回も話したり、たずねたりする。
- 出来事の前後関係がわからなくなった。
- 服装など身の回りに無頓着になった。
- 水道栓やドアを閉め忘れて、後片付けがきちんとできなくなった。
- 同時に二つの作業を行うと、一つを忘れる。
- 薬を管理してきちんと内服することができなくなった。
- 以前はてきぱきできた家事や作業に手間取るようになった。
- 計画を立てられなくなった。
- 複雑な話を理解できない。
- 興味が薄れ、意欲がなくなり、趣味活動などを止めてしまった。
- 前よりも怒りっぽくなったり、疑い深くなった。

認知症の人と接するとき配慮したいこと

- 笑顔など、おだやかな表情で話しましょう
- 伝わるように、わかりやすく、ゆっくりと話しましょう
- 一度に多くのことを話すと混乱するので、一つずつ話しましょう
- 自尊心を傷つけない。子ども扱いしないようにしましょう



基本姿勢

認知症の人への対応の心得 “3つの「ない」”

1. 驚かせない
2. 急がせない
3. 自尊心を傷つけない

認知症の人だからといってつきあいを、基本的には変える必要はありませんが、認知症の人には、認知症への正しい理解に基づく対応が必要になります。
記憶力や判断能力の衰えから、社会的ルールに反する行為などのトラブルが生じた場合には、家族と連絡をとり、相手の尊厳を守りながら、事情を把握して冷静な対応策を探ります。

出典：全国キャラバン・メイト連絡協議会「認知症を学び地域で支えよう」

認知症の症状とその対処法・支援体制

認知症は症状の進行度に応じた対処法や支援が大切です。下の表では、進行度別に、本人の症状や介護をする人の対応、市の支援体制を紹介しています。認知症の人やその家族が安心して暮らせるよう、さまざまな支援を行っていますので、悩みなどを抱え込まず、お気軽に市の高齢介護課や高齢者あんしんセンター（八尾市地域包括支援センター）へご相談ください。



認知症かも？	日常生活は自立 (発症期)	誰かの見守りがあれば 日常生活は自立 (症状が多発していく時期)	日常生活に手助け、 介護が必要 (身体面の障がい複合する時期)	常に介護が必要 (ターミナル期)
--------	------------------	--	---------------------------------------	---------------------

本人の様子	<ul style="list-style-type: none"> ●物忘れの自覚がある ●「あれ」「それ」「あの人」等という代名詞が多く出てくる ●何かヒントがあれば思い出せる <p>*3ページ「認知症の初期症状の例」参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●同じ事を何回も聞く ●置き場所がわからず探しまわる ●約束したことを忘れる ●不安、いらいら、あせり、抑うつ、自信喪失 ●料理がうまくできない ●買い物で小銭が払えない 	<ul style="list-style-type: none"> ●季節に応じた服が選べない ●徘徊 ●年齢を実際より若く言う ●暴力行為 ●外出先から家に戻れない ●夕方～夜間にかけて症状悪化の傾向がある ●食べ物をおろそかにしてしまう ●トイレの場所を間違えて排泄する 	<ul style="list-style-type: none"> ●歩行が不安定になる ●着替えの動作ができない ●声かけや介護を拒む、不快な音をたてる ●尿意や便意を感じにくくなる ●飲み込みが悪くなる、食事に介助が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●言葉が減る ●日中うつらうつらする ●口から飲食物が入らない
	<p>●考えるスピードが遅くなる。同時に複数のことが処理できない</p> <p>●気持ちを言葉でうまく伝えられない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●最近のことを覚えられない、体験したことを忘れる ●時間や日時がわからなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ●いつ、どこで何をしたかなどの出来事を忘れる ●季節、年次がわからなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ●過去に獲得した記憶を失い、若い頃の記憶の世界で生きる ●親しい人や家族が認識できなくなる 	
介護をする人へ	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症の疾患や介護について学びましょう ●近い親せき家族や本人の親しい人には病気のことを伝えておきましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービスを利用したり、家族の集いの場を利用 ●今後の生活設計についての備えをしておきましょう(介護、金銭管理、財産等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症が進行した後のことについて、終末期の栄養補給や延命治療や医療をどのように行うかどこで迎えるのかも含めて、できるだけ本人の視点にたって相談しておきましょう 		

認知症が心配なときの相談先：高齢者あんしんセンター（八尾市地域包括支援センター）（裏表紙参照）、市役所

支援体制		診断を受けたいときの相談先：かかりつけ医、認知症疾患医療センター	
	健康相談：かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局		
	ケアマネジャー、各種介護保険サービス（訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所など）		
	グループホーム、小規模多機能型居宅介護		
	老人保健施設・特別養護老人ホーム		
	サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム		
	高齢福祉サービス（徘徊高齢者家族支援事業など）		
	家族の交流、学習の場：介護者家族の会、家族介護教室、介護者サロン		
	認知症の正しい理解：認知症サポーター養成講座		
	地域の見守り：高齢者見守りサポーターやお（宅配弁当や新聞配達などの民間事業者）、民生委員、地区福祉委員会、自治会		
お金の管理のお手伝い：日常生活自立支援事業	権利や財産を守る：成年後見制度		
認知症予防：介護予防教室、街かどデイハウス、高齢クラブ			

若年性認知症について

認知症は高齢者の病気と思っている人も多いですが、働き盛りの年代でも発症するケースがあります。65歳未満で発症した場合を「若年性認知症」といいます。

老年性認知症と症状は変わりなくても、若年で認知症を発症すると家庭や社会で引き起こす問題は大きく違ってきます。特に、失業による経済的な問題や発育期・思春期にある子どもへの影響などさまざまな問題が生じてきます。そのため、自分や家族のためにも早期発見・対応がより一層重要となります。「新しいことを覚えられない」「もの忘れがひどくなる」などの変化が現れ、その症状が続くようであれば若年性認知症のサインである可能性があります。早めにかかりつけ医や専門医までご相談ください。



若年性認知症の人が利用できる主な制度

介護保険サービス★	65歳未満の方でも、認知症と診断され要介護認定を受けた場合は介護保険サービスを受けられます。
精神障がい者★ 保健福祉手帳	申請により、その程度によって1級から3級までの手帳が交付されます。 <ul style="list-style-type: none"> ● 所得税、市・府民税などの障がい者控除 ● 自動車税などの減免 ● NHK受信料の減免 ● 各種公営施設の利用料金の減免 などのサービスが手帳の等級などに応じて受けられます。
自立支援医療★ (精神通院医療)	認知症で、継続した通院治療を受ける必要がある場合、指定医療機関での公費による医療費の受給を受けることができます。但し、原則として医療費の1割が自己負担となります。
障がい年金 (障がい基礎年金と障がい厚生年金)	病気やケガによって障がいを受けた時に支給されます。受給には障がいの程度のほか、保険料の納付状況などの一定の要件があります。
特別障がい者手当★	日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度重複障がい者などに対して支給されます。
傷病手当	被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に、1年6カ月を最長に支給されます。
障がい者雇用に関する相談・支援	障がい者手帳（精神障がい者保健福祉手帳など）の有無にかかわらず、職業上の困難を抱えている場合、就労支援の対象となります。雇用に関する相談・支援機関として公共職業安定所（ハローワーク）、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの各種支援機関があります。 また障がい福祉サービスを利用して、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援の事業所へ通所することが可能です。なお、サービスの利用には要件等がありますので、事前に障がい福祉課にご相談ください。 <ul style="list-style-type: none"> ● 就労継続支援A型：障がいがあり、一般企業への就職が困難な場合に、雇用契約を結んで就労する。 ● 就労継続支援B型：障がいがあり、一般企業への就職が困難な場合に、雇用契約を結ばずに就労する。 ● 就労移行支援：障がいがあり、一般企業への就職をめざし、一定期間訓練する。
成年後見制度★	成年後見制度は、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など、判断能力が十分でないために、財産管理や福祉サービスの契約等法律行為を自分で行うことが困難である人々を支援する制度です。

認知症初期集中支援チーム

地域から孤立していたり、適切な医療や支援サービス等を受けられていない認知症の方に心当たりはありませんか？

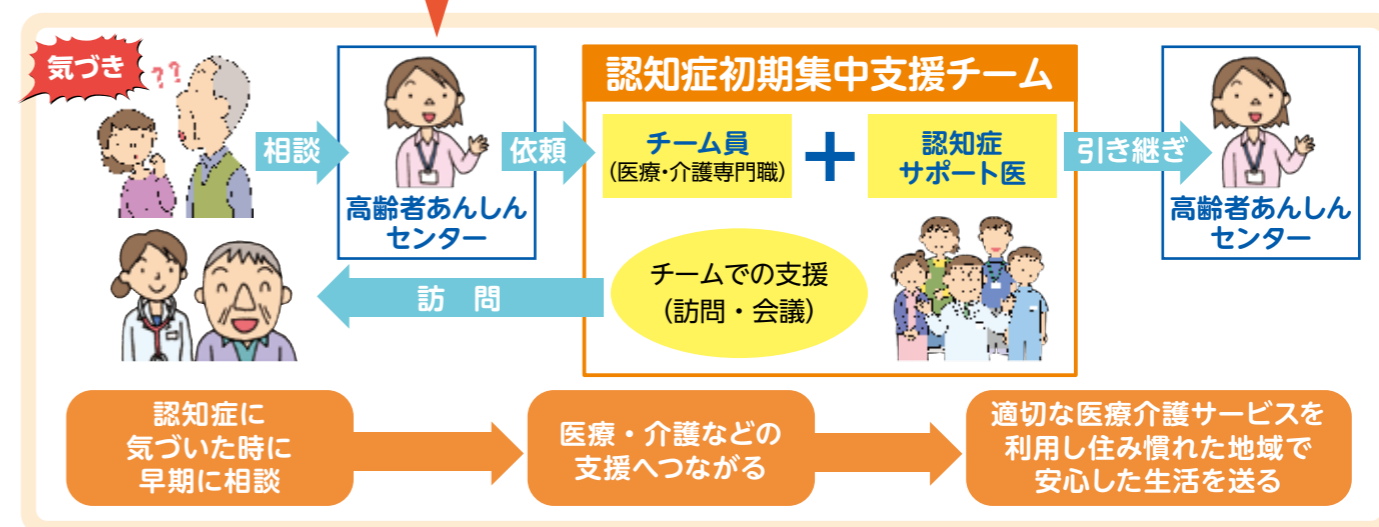
八尾市では、認知症の知識を持つ専門職（看護師、精神保健福祉士等）で構成される「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。

本チームは、適切な医療・サービス等を受けられていない認知症の方の自宅を訪問する等、認知症に対する適切な支援に結び付けることで、認知症の重篤化を防ぎます。

相談・支援の依頼方法

- 相談依頼窓口** 対象者のお住まいの地域を担当する高齢者あんしんセンター（八尾市地域包括支援センター）
- 対象** 地域から孤立している、また本人や家族の拒否等の理由により、適切な認知症に対する医療、支援サービス等を受けられていない認知症世帯
- 実施内容** 認知症の知識を持つ専門職チーム（看護師、精神保健福祉士等）による自宅訪問等、専門医療機関の受診支援、介護サービスに関する説明や利用支援、認知症の状況に応じた医師による助言等の実施（支援期間は、安定的な支援に移行できるまでの6カ月）
- 設置機関** 医療法人清心会（八尾こころのホスピタル）

認知症初期集中支援チームの利用の相談は、高齢者あんしんセンターへ！



認知症地域支援推進員

認知症は特別な病気ではなく、私たち自身や家族、身近な周囲にも起こりうる病気です。今後、高齢化の進展に伴い認知症の増加が見込まれます。

「認知症になっても、住み慣れた環境で暮らし続けることができる地域づくり」には、地域全体が認知症に対する関心を高め、正しく理解し支え合うことが大切です。

市は、認知症ケア体制の強化を図るため、「認知症地域支援推進員」を配置しています。

認知症地域支援推進員の役割

- 認知症の人やその家族への支援を行います
- 市民の皆さんに身近な病気として認知症を理解していただく活動を行います
- 認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう医療機関等関係機関へのつなぎや連絡調整の支援を行います



認知症の人が行方不明になった場合

1 本人がよく行く場所、自宅などを探してみたり、親しくしている人などに連絡をとってみましょう。それでも、見つからない場合は、110番通報をして、警察に相談しましょう。

ポイント 早めに警察に相談しましょう。

周囲の捜索に時間をかけすぎると、日没後捜索となってしまう、認知症の人を見つけることが難しくなる場合があります。早めに警察に相談しましょう。

2 警察に捜索願を提出します。

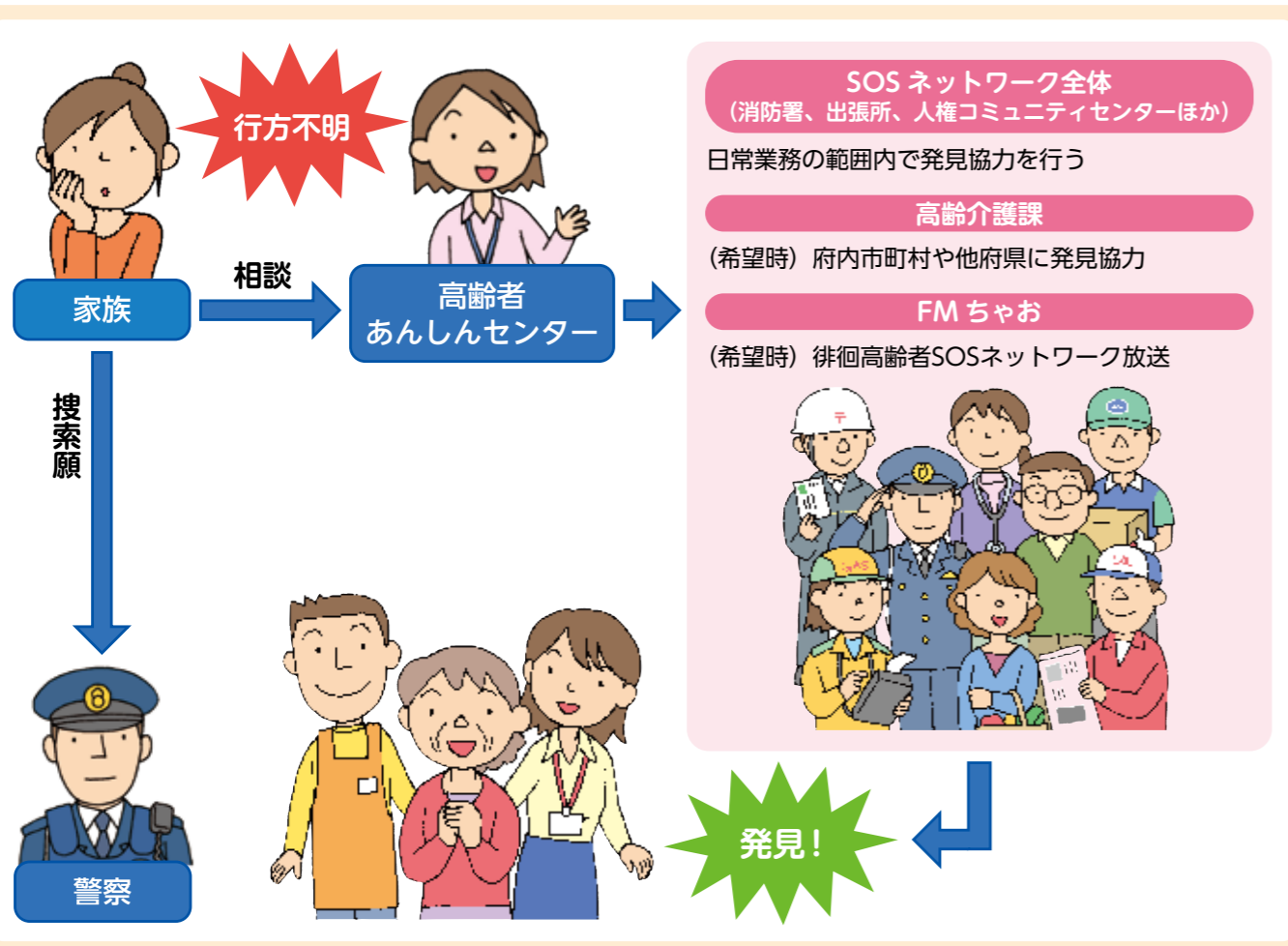
捜索願の届出は原則親族の方となります。確認しておくことは、認知症の人がいなくなった時間（最後に見かけた時間）、場所、本人の服装、所持品（お金、携帯など）、自殺をほのめかす言動の有無、認知症の診断の有無などです。近くの交番でも、相談することができます。

ポイント 本人の写真を持参しましょう。

本人の特定が容易になり、発見が早まる場合があります。

3 八尾市高齢介護課 徘徊高齢者SOSネットワークを活用しましょう。(9ページ参照)

徘徊の恐れのある認知症等の高齢者の写真等を事前に登録しておくことで、徘徊したときに関係機関のネットワークや見守りグッズを利用し、対象者の早期発見と事故防止を図ります。また、希望される場合はGPS（位置探索システム）の初期費用の助成を行います。



徘徊高齢者家族支援事業 (徘徊高齢者SOSネットワーク)

対象 徘徊のある高齢者等を介護している家族等

内容 事前に写真の登録をされた対象者の行方が分からなくなったとき、関係機関のネットワークを使って早期発見の協力を行います。登録後には、見守りグッズ（キーホルダー、反射ステッカー）を送付します。また、希望される場合は写真の登録のほかに、GPSシステムによる位置探索サービスの利用支援を行います。



※写真はイメージです。



質量：約67g
(バッテリーを含む)
寸法：高さ84×
幅46×奥行16mm

費用 写真登録のみは無料
GPSシステムは月額使用料1,200円（税抜き）
位置チェック料金（インターネット）含む。
※別途、標準充電器2,500円（税抜き）等が必要です。

申請に必要なもの ①申請書 ②印鑑
③写真2枚（全身写真と顔がはっきりと確認できる顔写真）
※GPSシステム希望者は、別途申込用紙が必要です。

申込み先 八尾市高齢介護課 ☎072-924-3837 FAX072-924-3981
またはお近くの高齢者あんしんセンターへ

権利擁護に関する相談窓口

成年後見制度についての相談	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとネット ☎072-924-0957 FAX:072-924-0974(平日8:45~17:15)
認知症について	認知症疾患医療センター(医療法人清心会 八尾こころのホスピタル) ☎0120-977-341(平日及び第1・3・5土曜日9:30~16:30)
若年性認知症に関する専門相談窓口	若年性認知症コールセンター ☎0800-100-2707(月~土曜日10:00~15:00)(水曜日は19:00まで) メール相談 https://y-ninchisyotel.net の専用フォームからご入力ください。
成年後見制度・権利や財産を守ることに についての相談	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート大阪支部 ☎06-4790-5656(平日13:00~16:00)
高齢者の生活上の権利や利益に関する法律問題(成年後見制度を含む)の相談	大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センターひまわり 電話相談:06-6364-1251(平日13:00~16:00) 来館相談や条件によっては出張相談も可
こころの健康相談	八尾市保健所 ☎072-994-6644(予約制)(平日8:45~17:15)

認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは？

認知症サポーターとは、何か特別なことをする人ではありません。認知症を理解し、認知症の方やその家族を「温かく見守る応援者」のことです。

認知症高齢者の地域での見守り活動を広げるため、地域住民や職域・学校等の団体の方・商店や企業等で働く方たちを対象に、認知症サポーターを養成する出前講座を開催しています。

出前講座開催の流れ ～主催者側をお願いしたいこと～

1 日時や会場をいくつかご準備ください。

※会場は、できればビデオもしくはDVDの上映ができるところをご用意ください。

2 市の高齢介護課地域支援室または高齢者あんしんセンターへご相談ください。

※必ず開催希望日の2カ月前までにご相談願います。その際、①開催希望日 ②予定会場 ③受講予定人数 ④地域・団体等の名称 ⑤代表の方の連絡先をお伝えください。

3 後日、市の高齢介護課地域支援室または高齢者あんしんセンターにて担当するキャラバンメイト（講師役）を主催者へご紹介します。（講師の都合等によりご希望に添えない場合もあります）

4 主催者と講師にて講座内容について調整のうえ、最終決定します。

5 当日、講座を開催します。

※当日の会場設営、受講者の受付等は主催者側にてお願いします。

※事務局：高齢介護課 地域支援室

問い合わせ先 裏表紙をご参照ください

●チームオレンジとは

認知症の本人やその家族を早期の段階から地域で支えるため、オレンジパートナー等が認知症の本人やその家族への支援を行う仕組みのことです。

●オレンジパートナーとは？

「オレンジパートナー」とは、認知症サポーターの方で、より認知症の人や家族の支援について学びを深める「オレンジパートナー養成研修」を受講し、チームオレンジの活動メンバーとなった方です。「オレンジパートナー養成研修」については、事務局又はやおオレンジダイヤルにお問合せください。



やおオレンジカフェ（認知症カフェ）

認知症の人やそのご家族、地域の人が、気軽に立ち寄ることができ、悩みごとの相談や情報交換が出来る「集いの場」です。どなたでも参加できますのでお気軽にご参加ください。

問合せはやおオレンジダイヤル（裏表紙参照）又は市のホームページをご覧ください。

登録番号	名称	団体名	開催場所	開催頻度・日時	参加費
1	CAFÉこころ	オレンジの会(八尾こころのホスピタルボランティアグループ)	八尾こころのホスピタル北館1階やわらぎ(天王寺屋6-59)	偶数月 第2土曜日 14:00~16:00	100円
2	みかんちゃん	社会福祉法人つくし会 特別養護老人ホーム 菅振苑	社会福祉法人つくし会 特別養護老人ホーム菅振東事務所(菅振町5-10)	偶数月 第3土曜日 13:00~15:00	100円
3	あいあいカフェ	龍華中学校区 高齢者あんしんセンター リゅうげ	ホーム太子堂東館(東太子2-6-6)	毎月 第4金曜日 14:00~16:00	100円
4	夢カフェ	医療生協かわち野 山本北支部	山本北支部センターゆめ(福万寺町2-47)	毎月 第2木曜日 午後	100円
5	高美支部 オレンジカフェ	医療生協かわち野 高美支部	高美支部センターはからめ(高美町4-6-69)	隔月(奇数月)第3金曜日 10:30~12:00	200円
6	カフェ・ノーブル	グループホーム ノーブル	グループホーム ノーブル(楽音寺6-45)	年に3回程度 14:00~15:30	100円
7	カフェ・ド・バリアン	カフェ・ド・バリアン	カフェ・ド・バリアン(曙川東1-3)	毎月第1火曜日 14:30~16:00	250円
8	認知症カフェ きらく	デイサービスR&B	デイサービスR&B(弓削町3-27)	毎月第3日曜日 13:00~15:00	100円
9	さんさんカフェ	医療生協かわち野 曙川支部	医療生協かわち野曙川支部センター「さんさん」(八尾木6-120)	毎月第3月曜日 14:00~16:00	100円
10	オレンジカフェ つむぎ	社会福祉法人八尾隣保館 高美中学校区 高齢者あんしんセンター成法苑	特別養護老人ホーム第二成法苑つむぎ(南本町3-5-37)	偶数月 第3土曜日 13:30~15:30	100円
11	カフェ あい	株式会社 グランドスマイル	株式会社グランドスマイル(八尾木北2-41-2 あひるビル1階)	毎月第3火曜日 13:00~15:00	200円
12	ひだまりカフェ	医療生協かわち野 成法支部	医療生協かわち野生活協同組合・成法支部(光南町1-5-10)	偶数月 第4金曜日 10:00~11:30	200円

おれんじ教室“脳りちゃん”開催場所一覧(脳トレ教室)

登録番号	開催場所(住所)	開催日時
1	グループホームしぎのさと恩智地域交流スペース(八尾市垣内 1-182)	毎週水曜日 9:30~10:30/10:45~11:45
2	訪問看護ステーション彩研修室(八尾市光南町 1-3-26)	毎週火曜日 13:30~14:30
3	特別養護老人ホーム第二成法苑つむぎ地域交流スペース(八尾市南本町 3-5-37)	毎月第2・4金曜日 10:15~11:30
4	菅振苑東事務所地域交流センター(八尾市菅振町 5-5-8)	毎週火曜日 10:30~11:30
5	八尾こころのホスピタル別館多目的室(八尾市天王寺屋 6-59)	毎月第1・3金曜日 10:30~11:30

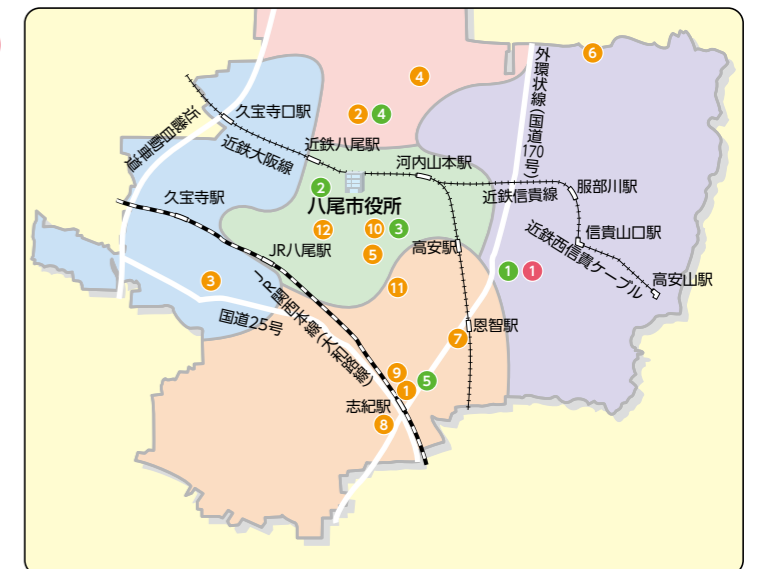
おれんじルーム開催場所(認知症介護者交流会)

登録番号	開催場所(住所)	開催日時
1	グループホームしぎのさと恩智地域交流スペース(八尾市垣内 1-182)	奇数月第3水曜日 14:00~15:30

*開催日が祝祭日の場合などの時には休み。また、開催日程に関しては予定変更がある為、参加希望の場合には必ず

やおオレンジダイヤル
☎ 072-920-6530

への連絡をお願い致します。



認知症に関する相談窓口

24時間
365日
相談に
応じます

高齢者あんしんセンター(八尾市地域包括支援センター)

圏域	担当 中学校区	担当 小学校区	担当の高齢者あんしんセンター (八尾市地域包括支援センター)	住所・電話番号・FAX番号
1	八尾	用和・長池	八尾中学校区高齢者あんしんセンター 萱 振 苑	八尾市萱振町 5-10 TEL: 072-928-7080 FAX: 072-928-7080
	桂	桂・北山本	桂中学校区高齢者あんしんセンター スローライフ北	八尾市幸町 2-48-4 店舗付住宅 8-3 TEL: 072-924-3344 FAX: 072-924-3345
	上之島	山本 上之島	上之島中学校区高齢者あんしんセンター スローライフ八尾	八尾市福栄町 1-12 TEL: 072-990-1220 FAX: 072-990-1219
2	龍華	龍華・永畑	龍華中学校区高齢者あんしんセンター りゅ う げ	八尾市東太子 2-6-6 TEL: 072-943-0261 FAX: 072-943-0267
	亀井	竹淵・亀井	亀井中学校区高齢者あんしんセンター ホーム太子堂	八尾市太子堂 4-1-32 TEL: 072-996-0262 FAX: 072-996-5867
	久宝寺	久宝寺 美園	久宝寺中学校区高齢者あんしんセンター 久宝寺愛の郷	八尾市久宝寺 3-15-38 TEL: 072-990-0337 FAX: 072-990-0338
3	志紀	志紀	志紀中学校区高齢者あんしんセンター 楽 寿	八尾市神宮寺 1-154 TEL: 072-920-3612 FAX: 072-948-3130
	大正	大正 大正北	大正中学校区高齢者あんしんセンター あ お ぞ ら	八尾市太田 7-36-3 TEL: 072-948-8222 FAX: 072-948-3566
	曙川南	曙川・刑部 曙川東	曙川南中学校区高齢者あんしんセンター 緑 風 園	八尾市天王寺屋 6-59 TEL: 072-949-6670 FAX: 072-949-6703
4	成法	八尾・安中	成法中学校区高齢者あんしんセンター 長 生 園	八尾市光南町 1-4-8 TEL: 072-991-0182 FAX: 072-991-1523
	曙川	南山本 高安西	曙川中学校区高齢者あんしんセンター サポートやお	八尾市青山町 4-4-18 TEL: 072-925-1199 FAX: 072-925-1223
	高美	高美 高美南	高美中学校区高齢者あんしんセンター 成 法 苑	八尾市南本町 3-4-5 TEL: 072-994-8030 FAX: 072-994-7901
5	高安	高安	高安中学校区高齢者あんしんセンター 寿 光 園	八尾市楽音寺 2-125 TEL: 072-940-5505 FAX: 072-940-2789
	南高安	南高安	南高安中学校区高齢者あんしんセンター 信 貴 の 里	八尾市垣内 1-182 TEL: 072-940-5727 FAX: 072-968-9832
	東	東山本 西山本	東中学校区高齢者あんしんセンター 中 谷	八尾市桜ヶ丘 2-121-6 TEL: 072-943-0801 FAX: 072-993-5860

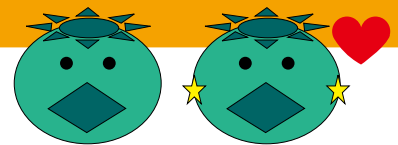
※高安は小中学校区

基幹型高齢者あんしんセンター	八尾市役所 1階高齢介護課内 (平日 8:45 ~ 17:15) 高齢者相談専用電話 TEL: 072-924-9306 FAX: 072-924-3981
----------------	---

認知症地域支援推進員

曙川南中学校区高齢者あんしんセンター緑風園
やおオレンジダイヤル

☎072-920-6530(平日9:00~17:00)(詳細は7ページ参照)



「活発(かっぱ2)にいきいき暮らそう！」

認知症疾患医療センター(医療法人清心会八尾こころのホスピタル)

八尾市天王寺屋 6-59

☎0120-977-341(平日及び第1・3・5土曜日9:30~16:30)